法曹養成のこれまでとこれから

安達和志(本法務研究科委員長)

法曹養成の中核を担う法科大学院の制度が 2004(平成 16)年度に創設されてから、今年で9年目を迎える。当初の計画に相違して、司法試験の合格者数は近年 2,000 人余りで停滞し、合格率も年々低下して 20% 台に落ちている。このような状況のもとで、法科大学院への総志願者数は激減しており、各法科大学院における入学定員の削減と相まって、2012 年度の入学者数はついに 3,150人にまで減っている。その内訳でも法学未修者より法学既修者の方が多数を占めるようになり、社会人や非法学部出身者の入学者数はますます減少傾向にある。他方、先ごろの総務省「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価書」(2012 年 4 月 20 日)では、2002 年の「司法制度改革推進計画」(同年 3 月 19 日閣議決定)における法曹人口拡大の根拠となった法的サービス需要は当初予測されたほど大幅には拡大・顕在化しておらず、現在すでに弁護士の供給過多による就職難の発生等の課題が指摘される状況にあるとの分析のもと、法科大学院入学定員のさらなる削減、他の法科大学院との統廃合の検討、公的支援見直し指標への定員充足率の追加などが、文科省に対して勧告された。

かくして、社会に伏在する数多の法的ニーズに応えて法曹の裾野を広げ、多様な人材を確保するとの司法制度改革の理念はいつしか後景に退き、法科大学院制度は縮減モードの負のスパイラルに陥ったかのようにみえる。しかしながら、今日の社会において、法曹による支援を真に必要としている人々に対する法的サービスの供給は、本当に飽和状態になっているのであろうか。東日本大震災後の復興支援、高齢者福祉問題、子どもの虐待・いじめ自殺問題、中小・零細企業の倒産問題などなどを想起すると、答えは否であると言わざるをえまい。法科大学院をめぐるこうした閉塞状況を切り開くためには、何よりも法曹志願者を大幅に増加させ、多様な法曹教育を広く容認するような改革プランが望まれるところであり、社会の様々な分野で活動している志ある人々にとって、法曹養成の場がより魅力に溢れ、チャレンジする価値のあるものとして存在しなければならない。

本年7月19日に出された中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」によれば、新制度のもとでの法科大学院の修了者については、「法曹関係者のみならず広く法律実務に携わる関係者から、自発的・積極的な学修意欲が高い、判例や文献等の法情報調査能力が高い、法律家として求められる文書作成能力が相当程度習得されている、コミュニケーション能力に優れているなど、法科大学院の教育課程を通じて高い能力を習得しているとの評価を受けてい」るとのことである。そうだとすれば、法科大学院制度の導入には一定の成果が示されているといえるが、その成果を定着させ、いっそう拡充していく方向で改革への取組みがなされなければならないであろう。もっとも、他方で同提言は、司法試験合格率、入学試験競争倍率などの面で法科大学院間の差が拡大していること、標準修業年限修了率、

司法試験合格率などの面で法学既修者と法学未修者との差が拡大していること,2011年の短答式 試験合格率が法学既修者81.4%,法学未修者54.1%であるのに対し,短答式試験合格者の最終合 格率が法学既修者43.5%,法学未修者30%であったことから,「法学未修者にとっては,特に短答 式試験が課題となっている」ことなども指摘している。

さらに、当初の理念に沿った法科大学院教育と現状の司法試験のあり方との間にも、相当なギャップがあるのではないかと考えられる。合格率が低水準にとどまり厳しい競争試験としての性格を多分に残す司法試験の現実を前に、法科大学院における教育が受験対策に極めて抑制的でなければならないという二律背反をどう乗り越えればよいのであろうか。特に、法学未修者にとって課題が多いとされる短答式試験については、法令や判例の細かい知識を問うような難易度の高い出題はやめて、基礎的・基本的な問題に絞ってはどうか。また、論文式試験についても、多数の論点に関し短時間でコンパクトな問題整理を求めるような広く浅い論点主義でなく、論点を絞ってじっくり考えさせるような出題が増えるように望みたい。このような司法試験問題自体の改善を含めて、法科大学院教育が、多様な人材を確保するとの司法制度改革の理念に沿って、社会に対する学生の興味・関心を広げ、たんなる暗記的知識でない法的素養や実践的な判断・思考力をしっかり身に付ける場となることを指向する改革構想が、いま求められているのではないだろうか。こうした取組みを通じて、法曹を志望する優秀な学部生や社会人等が、より積極的に法科大学院に入学する環境を整えていく必要があろう。

現実には、小規模法科大学院を取り巻く環境は極めて厳しく、統廃合や撤退の動きも生じている。旧司法試験以来の合格実績をもち収容定員の多い法科大学院へ実力ある志願者が集中し、その結果として一部の法科大学院に志願者が偏在し、合格実績の少ない法科大学院ではよりいっそう受験を意識した教育指導が求められることとなっている。この悪循環を断ち切り、様々なバックボーンをもって各地域・職域で活躍する有為な人材が確実に輩出されるためには、大規模な法科大学院の定員を削減してでも、全国各地域に密着した小規模法科大学院を支援し、その存続を積極的に確保する施策こそが求められるのではないだろうか。これからの法曹養成についてそのような淡い期待を抱きつつも、当面、現下の厳しい環境におかれた私たちにはこの悪循環を克服する教育力が試されているのであり、少人数教育の長所を最大限に生かしながら、高い志と強固な意思をもって努力する学生一人ひとりに対して、粘り強く地道な指導を積み重ねていくしかないであろう。

* *

なお、本法務研究科では、橡川泰史教授のご退職にともない、後任として木下崇准教授(商法、研究者教員)が2011年4月1日から着任されており、また、森田明教授のご退職にともない、2011年10月1日より後任に中村俊規教授(実務家、みなし専任教員)をお迎えしている。退職されたお二人の先生には、本法務研究科の設立準備の時期から、まさしく本法務研究科の教員スタッフの中心的な担い手として支えていただいたことに深甚の感謝を申し上げたい。また、新任のお二人の先生には、本法務研究科の教育指導に新たな活力を注入してくださることを期待しつつ、心からの歓迎の意を表する次第である。